平成２３年（フ）第２６５号
大分市大字寒田977番地　県営１Ａ２―43
破産者　大塚　哲也
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４０号
大分県別府市浜脇３丁目４番25号
破産者　松井　直美
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
沖縄県那覇市赤嶺２―14―２　パークマンショントーマ305、住民票上の住所沖縄県名護市大南２丁目１番45―202号　山渡ビル
破産者　崎濱　一秀
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４１７号
青森市大字桑原字山崎149番地
破産者　川嶋　広幸
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
青森市大字三内字沢部224番地８
破産者　平野めぐみ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
秋田県大仙市大曲緑町３番５号　グリーンハイムコマツ203号室
破産者　佐々木　斉
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２３１号
山形県天童市大字道満256番地
破産者　伊藤　紀彦
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５１号
山形市西田３丁目16番37―205号　レオパレスクリスタル、前住所宮城県黒川郡富谷町日吉台２丁目10番地14
破産者　洲崎　　恵
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
山形県南陽市椚塚199番地の３
破産者　武藤　浩吉
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３２５３号
横浜市保土ケ谷区今井町922番地　ザ・ヒルズＢ棟201号
破産者　飯島　　慶
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８８号
横浜市西区みなとみらい４丁目10番２―Ｓ1803号
破産者　土井　　敬
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８３号
横浜市泉区中田北３―54―３、開始決定時の住所横浜市泉区中田南３丁目６番１号　希光ビル
破産者　會川　金之
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８４号
横浜市泉区中田北３―54―３、開始決定時の住所横浜市泉区中田南３丁目６番１号　希光ビル
破産者　會川　照美
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３号
千葉市若葉区加曽利町1316―１、住民票上の住所横浜市鶴見区汐入町１丁目34番地13
破産者　伊多波　誠
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1258番地の６
破産者　瀧　　昌史
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２９５号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1258番地の６
破産者　瀧　　晴美（旧姓丸岡）
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９号
神奈川県横須賀市浦賀６丁目２番６―401号
破産者　石垣　　直
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４１７号
金沢市有松４丁目８番14号　パークサイド有松101号
破産者　渕田　正和
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５３６号
千葉県松戸市稔台１―10―３　Ｋ・マリーナ306号室、開始決定時の住所金沢市玉川町10番20号、従前の住所金沢市高尾台２丁目343番地
破産者　林　　裕史
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所